管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
0420010	屋外貯蔵タンクの水張検査の適用緩和	消防法第11条の2第1項、第2項、第3項 危険物の規制に関する政令第8条の2第1項、第2項、第3項、第5項 危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号、第5項 危険物の規制に関する規則第22条の4 昭和５９年７月１３日　消防危第７２号 平成９年３月２６日　消防危第２９号 平成９年３月２６日　消防危第３６号	屋外貯蔵タンクの設置工事または変更工事における完成検査前検査として実施される水張試験によって、屋外貯蔵タンクはもれ又は変形しないものであることと規定されている。 また、水張試験には変更工事の内容によって特例が定められている。		屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係わる完成検査前検査の水張検査について、以下の補修工事での軽微な補修においては、水張検査を省略する。 ①側板と側板、側板とアニュラ板との溶接継手の補修工事 ②全ての底部に係わる重ね補修工事 ③底部に係わる溶接部補修工事 もしくは、危険物の規制に関する政令第８条の２第３項第２号に「水張検査（水以外の適当な液体を張って行う検査を含む。）」とあるので、軽微な補修においては、段階的な検査を行うことにより、適当な液体として実液（危険物）を認める。	①経済効果は、検査期間の短縮および水張検査費用の削減。 ②新設時の水張検査は、設計ミスや施工ミスの検出上有効だが、長年使用しているタンクの軽微な補修であればその必要はないと考える。一方、水張検査をした場合、水には微量塩素があり溶接部への残留塩素による悪影響も懸念される。さらに、環境保全上、大量の水の周辺環境への排出は排水処理設備を介すことが好ましいが、現存の多くのタンクには、設置されていない。 ③側板から６００mmの範囲以外の部分の軽微な補修は、変更許可申請ではなく書類の提出でよく、水張検査も求められていない。一方、側板から６００mmの範囲以内の部分の溶接は強度上重要なので、大規模な補修時の水張検査は理解できるが、軽微な補修については変更許可申請を行うことで一定の施工レベルが担保できるので、水張検査の必要はないと考える。 ④軽微といえども溶接補修をすることで熱による応力が残留し、応力割れに繋がるという懸念は、極力熱応力がかからない溶接補修方法の採用、溶接補修後のショットピーニング等による応力除去の実施をすることにより払拭できる。 ⑤一方、水張検査の削減が不可の場合、実液での水張検査を張込み途中で段階的な検査を行うことにより可能とする。 参考：高圧ガス保安法は、実液による気密試験を認めていることを、申し添える。 なお、軽微な補修とは、平成9年3月26日付けの消防危第36号「資料提出を要する軽微な変更工事とする小規模な溶接工事」を指す。 また、別紙に提案理由の詳細を示す。	C	Ⅳ	容量の大きな石油タンクから流出事故が発生すると、高い液圧や流出速度により大規模なタンクの破壊に至る場合がある。従って、タンクの溶接部補修を行った場合、万一溶接部が破断しても安全性が確保できる水張試験により溶接部の健全性を確認し、当該タンクに石油を受け入れた際に液圧等によりタンクの溶接部が破断する事態が発生しないようにすることは極めて重要である。 水張試験の重要性は、平成20年に大分県大分市のタンクにおいて、水張試験を行った際に溶接部が破断して水が流出し、溶接部の不具合が発見されたことにより、石油の流出事故を未然に防いだ事例からも明らかである。 側板においては、液圧や地震動による円周方向引張応力と軸方向の圧縮力が作用し、溶接施工のばらつきにより溶接止端部に応力が集中しやすく破断が起きやすいことから流出危険性が高いこと、また、底部のうち側板から600mmの範囲は液圧により大きな曲げモーメントが作用し、溶接部に応力が集中しやすく破断が起きやすいことに加え、地震時にはタンクの浮き上がり等に伴う応力も加わるため流出危険性が高いことから、当該箇所において実施された補修溶接に対して水張試験による確認は必要不可欠であり、提案に基づく水張試験の緩和は認められない。なお、側板から６００mmの範囲以外における底部は、液圧や地震動による応力の影響が少ないものと考えられ、当該箇所に実施する重ね補修、肉盛り補修、溶接部補修に対しては、溶接による入熱量が一定量を超えないものについて、変更許可を要しない「軽微な変更工事」と整理されたものである。 また、水張試験では水以外の適当な液体を使用して試験を行うことは可能とされており、水に限定されていないが、実液を用いて水張試験を行うことは、石油の流出事故を招く危険性が高く、この場合には土壌汚染や水質汚濁といった周辺環境の破壊や火災を引き起こす危険性を高めることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案では変更許可を受けた軽微な変更工事相当に限り水張検査の緩和を求めたが、回答では変更許可は図面上であり施工状態は確認できないので、最後の砦である水張検査の緩和は出来ないとの論旨である。そこで以下に再提案を行う。 再提案の内容：軽微な変更工事よりも補修量を１／１０に減じた微少な変更工事を新設し、変更許可は必要だが水張検査の省略又は段階的な検査を行いながらの実液での水張検査を認める。 再提案の理由：新設時に検出されるべき微少欠陥が、非破壊検査の技術水準の進歩で後年の開放検査時に検出された場合、それまでの使用に支障のなかった微少な欠陥の補修に対する水張検査は負担が大きい。詳細は別紙補足説明による。	C	Ⅳ	側板及び側板の内面から600mmの範囲内のアニュラ板又は底板の補修溶接工事のうち、提案主体が軽微と考えるものについては水張検査の省略又は段階的な検査を行いながらの実液での水張検査を認めてほしいという再提案については前回回答でも示したように、側板においては液圧や地震動による円周方向引張応力と軸方向の圧縮力が作用し、溶接施工のばらつきにより溶接止端部に応力が集中しやすく破断が起きやすいことから流出危険性が高いこと、また、底部のうち側板から600mmの範囲は液圧により大きな曲げモーメントが作用し、溶接部に応力が集中しやすく破断が起きやすいことに加え、地震時にはタンクの浮き上がり等に伴う応力も加わるため流出危険性が高いことから、当該箇所において実施された補修溶接に対して水張試験による確認は必要不可欠であり、技術的・科学的根拠に基づかない提案に基づく水張試験の緩和は認められない。 なお、再提案で示された部位は、液圧や地震動により大きな応力が発生する部位であることは前述のとおりだが、これらの部位で補修溶接工事を行った場合、当該箇所に残留引張応力が付加されたり、材料のじん性の低下及び施工のばらつきにより溶接線止端部における応力集中が構造強度に影響を与える危険性が高いこと、更には、日本溶接協会がまとめたプラント圧力設備の溶接補修指針において最小溶接長さは50mmとされているように、再提案で示された１箇所あたり長さ30mm以下の補修溶接は、かえって急熱急冷による低温割れを誘発する危険性が高いこと等にかんがみても、流出事故の危険性を増大させる水張試験の緩和は認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答の内容は十分に承知しているが、提案の緩和は経済活動上有効であるので、対象を絞り込んだ提案を行う。補修内容には以下の2ケースが考えられ、②のケースに限定して、先の「提案」及び「意見」の内容にて、水張検査の緩和をお願いする。 ①割れや腐食などの劣化の場合は、金属組織に変化が生じており、溶接補修等でさらにダメージが広がり、その範囲と程度は予測が難しいので、水張検査は大変有効である。②一方、新設時のものが、後年の開放検査時に非破壊検査技術等の進歩により検出されるような場合は金属組織には変化がなく、微少な補修であれば溶接補修等の影響も予測可能なので、水張検査の緩和をお願いする。詳細は「補足資料」による	C	Ⅳ	側板及び側板の内面から600mmの範囲内のアニュラ板又は底板の補修溶接工事のうち、提案主体が溶接補修等の影響が予測可能と考えるものについて水張検査の省略を認めてほしいという再々提案については前回までの回答でも示したように、側板においては、液圧や地震動による円周方向引張応力と軸方向の圧縮力が作用し、溶接施工のばらつきにより溶接止端部に応力が集中しやすく破断が起きやすいことから流出危険性が高いこと、また、底部のうち側板から600mmの範囲は液圧により大きな曲げモーメントが作用し、溶接部に応力が集中しやすく破断が起きやすいことに加え、地震時にはタンクの浮き上がり等に伴う応力も加わるため流出危険性が高いことから、当該箇所において実施された補修溶接に対して水張試験による確認は必要不可欠であり、再々提案に基づく水張試験の緩和は認められない。 特に、再々検討要請②「新設時のものが、後年の開放検査時に非破壊検査技術等の進歩により検出されるような場合は金属組織には変化がなく、微少な補修であれば溶接補修等の影響も予測可能」とあるが、次に示すように提案内容は正しくなく、水張試験の緩和は認められない。 ア　開放検査時に行われる非破壊検査としては極間式蛍光磁粉探傷検査が一般的であるが、これは屋外貯蔵タンク本体の溶接部検査が制度化された昭和５０年代にはすでに確立された検査方法であり、新設時に発生した溶接内部の欠陥が後年の開放検査時の非破壊検査で発見される場合は、検査技術の進歩というよりも溶接部表面の腐食やグラインダーによる研削により後年になって発見されているものであり、提案主体の言う「非破壊検査技術等の進歩により検出される」という意見は正しくない。 イ　開放検査時に検出された新設時からの溶接内部の欠陥については、当該箇所が溶着金属内又は溶着金属と母材との境界部に存在することから、当該箇所の近傍は新設時の溶接入熱により粗粒域や粒状パーライト域といった金属組織が母材に対して変質し材料のじん性が低下した領域が発生していることが知られており、提案主体の言う「金属組織には変化がなく」という意見は正しくない。さらに付記すれば、溶接内部の欠陥を補修する場合、上記理由により当該箇所及びその近傍に対する溶接補修の影響の予測は困難であり、提案主体の言う「溶接補修等の影響も予測可能」という意見も正しくない。		1007010	新日鐵化学株式会社	兵庫県	総務省
0420020	市長選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区	公職選挙法第142条第1項	指定都市以外の市の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者1人について頒布することができるビラの枚数の上限は16,000枚とされている。		現在、1万6千枚を上限としている指定都市以外の長の選挙におけるビラの頒布枚数を、基準日における選挙区域内の総世帯数を上限とするもの。	公職選挙法第142条第1項第6号に定められている指定都市以外の長の選挙におけるビラの頒布枚数の制限（1万6千枚）を見直し、基準日における選挙区内の総世帯数を上限とする。現状では、当市の総世帯数約4万3千世帯に対して法定上限の1万6千枚はあまりに少なく、選挙公約が十分に浸透しているとは言い難い。そこで、すべての世帯に均等にビラを配布できるようにすることにより、各候補者の政策を広く住民に浸透させることができるとともに、選挙に対する住民の関心を高め、ひいては投票率の向上に繋げたいと考えている。 また、選挙公約による選挙を定着させることで、住民が自ら選択した政策に基づく市政運営を行うことのできる住民自治の実現を目指すことができるもの。	C	Ⅰ	地方の首長選挙における、いわゆるマニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成１９年３月からビラの頒布が解禁されたところ。 地方選挙におけるビラ頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、現行の首長選挙におけるビラ頒布の実施状況等も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は法で認められている頒布枚数の上限を単に変更しようとするものであり、選挙運動のあり方そのものに関わる問題ではない。また、マニフェストの頒布枚数を増やしたとしても、1枚あたりの単価が下がることから作成にかかる費用はほとんど変わらず、選挙公報と同時に頒布すれば費用を抑えることは可能であることから、カネのかかる選挙に直結するものではないので、再度検討されたい。	C	Ⅰ	地方の首長選挙における、いわゆるマニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成１９年３月からビラの頒布が解禁されたところ。 選挙運動のために使用する文書図画の枚数や頒布方法等については、選挙運動のあり方に関わる重要な問題として、これまで国会における審議や各党間の議論が長年積み重ねられる中で現在のようなルールが設けられてきたところである。 また、市長の選挙における選挙公報については、公職選挙法第172条の2の規定及び当該地方公共団体の条例の定めるところにより、選挙管理委員会が候補者からの掲載文の申請に基づき発行・配布するものであり、個々の候補者が作成・頒布するビラとはその位置づけや配布方法が全く異なるものである。 いずれにせよ、地方選挙におけるビラ頒布の更なる拡大についても、現行の首長選挙におけるビラ頒布の実施状況等も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	選挙公報とビラの位置づけや配布方法等についてはそれぞれ全く異なるものであると理解はしているが、共に有権者に対し候補者の政策を周知し、投票における判断に資するという目的は同一である。既にビラについては1万6千枚の配布が認められているところであり、本提案は有権者の投票における判断に資するとともに、もって住民自治を実現させるという主旨を達成させるための単なる「数量規制」の見直しにすぎないので再考願いたい。	C	Ⅰ	地方の首長選挙における、いわゆるマニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成１９年３月からビラの頒布が解禁されたところ。 選挙運動のために使用する文書図画の枚数や頒布方法等については、選挙運動のあり方に関わる重要な問題として、これまで国会における審議や各党間の議論が長年積み重ねられる中で現在のようなルールが設けられてきたところである。 また、市長の選挙における選挙公報については、公職選挙法第172条の2の規定及び当該地方公共団体の条例の定めるところにより、選挙管理委員会が候補者からの掲載文の申請に基づき発行・配布するものであり、個々の候補者が作成・頒布するビラとはその位置づけや配布方法が全く異なるものである。 いずれにせよ、地方選挙におけるビラ頒布の更なる拡大については、現行の首長選挙におけるビラ頒布の実施状況等も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。		1008010	多治見市	岐阜県	総務省
0420030	普通地方公共団体が設ける協議会の要件の緩和	地方自治法第２５２条の２～第２５２条の６	普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。		現行法で規定されている、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理及び執行するため、普通地方公共団体が設ける協議会について、普通地方公共団体及び土地改良区が施行する土地改良施設の管理を含む土地改良事業の事務を、共同化により合理的且つ効率的に行うため、普通地方公共団体と土地改良区による協議会の設立を可能にする。	土地改良事業の事務の共同化により、経費の縮減及び執行体制の強化を図るため、普通地方公共団体と土地改良区による協議会の設立を目指す。 本地区は、美幌町と大空町に跨る網走川水系の河川又は流域に関わる農業を基幹産業とする地域であり、土地改良事業により生じた農業用用排水施設を有している。 当該施設は、土地改良法により事業単位に、美幌町・大空町及び網走川土地改良区がそれぞれ個別の施設を管理しており、極めて非効率且つ不経済な管理体制となっている。 また、当該施設を管理する両町及び改良区は、近年の厳しい経済情勢及び農業環境から厳しい財政運営を強いられ、維持管理等の事業費の縮減及び人員の削減に及ぶ等、体制の脆弱化が進行している。 提案理由 当該施設の適切な管理は、地域農業の持続的な発展と農村社会の維持形成の基軸となる農業経営の安定と伴に、農村景観等の豊かな自然環境の保存等においても、欠かすことのできない重要な事業となっているため、当該施設の管理団体等の財務基盤の強化と執行体制の充実は喫緊の課題となっている。 これらに対処するため、当該施設の管理団体の如何に囚われず同水系に関わる農業用施設を一体的に捉え、事務の共同化によるスケールメリットを活かした経済的且つ効率的な体制を整備し、次世代に向けた適正且つ安定的な運営体制の確立する。 本地区は、町管理施設の区域が概ね７割弱を占め且つ改良区の管理施設についても、改良区単独による更新等が難しいことから、行政主導に成らざるを得ない。 また、本地区の事業において、既に地方自治法の協議会により当該施設の管理等を行う事例があり、当該協議会の有効活用により、効果の早期発現が可能となるため、同法による特例措置を申請する。	C	Ⅰ	普通地方公共団体には、その議事機関として公選の議員からなる議会が置かれ（地方自治法第88条）、団体としての意思決定は、この議会における議決によりなされるものである。 一方、土地改良区は、普通地方公共団体の区域内の一定の地域について、土地改良事業を行うことを目的とし、地区内の土地の所有者又は小作人その他の使用収益権者を構成員として設立される法人であり、その意思決定は、組合員で組織する総会における議決によりなされるものである（土地改良法第22条及び第30条）。 地方自治法上の協議会は、その設置、構成団体の数の増減、規約の変更又は廃止をしようとする際には、全ての構成団体における議決が必要であるが、これは、普通地方公共団体の事務処理の方法は、当該団体の住民全てにその影響が及ぶものであるため、当該方法に係る意思決定については、民主的正統性を十分に担保する必要があるからである。 普通地方公共団体と土地改良区との間で地方自治法上の協議会を設けた場合、上記において列記したような事項について、普通地方公共団体と同じ民主的正統性を有しているとはいえない土地改良区が当該事項についての意思決定に参画できることとなり、不合理である。 よって、その意思決定機関の民主的正統性の度合いにおいて相違がある普通地方公共団体と土地改良区との間で、地方自治法上の協議会を設けることは適当ではない。 なお、事務を共同して管理し及び執行する場合には必ず地方自治法に基づく協議会を設けなければならないというのではなく、任意の協議会を設置する等して事実上の協議により対応するようなことが禁じられているものではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案に係る土地改良施設は、主に土地改良法に基づき一定地域の土地に係る有資格者の同意をもって施行された国営土地改良事業により生じた農業用用排水施設であり、当該事業の計画概要及び当該事業により生じた施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項に基づき、美幌町・大空町及び網走川土地改良区が国の管理委託を受け、その管理を執行しており、その事務は、いずれの場合も変わる処がない。更に、本提案は、関係団体相互の技術補完並びに協力を柱とした共同管理を目指すものであり、地方自治体の意志決定を左右するものではなく、次世代に向けた適正且つ安定的な運営体制の確立に必要不可欠な取組であるため、再度ご検討願いたい。	C	Ⅰ	普通地方公共団体には、その議事機関として公選の議員からなる議会が置かれ（地方自治法第88条）、団体としての意思決定は、この議会における議決によりなされるものである。 一方、土地改良区は、普通地方公共団体の区域内の一定の地域について、土地改良事業を行うことを目的とし、地区内の土地の所有者又は小作人その他の使用収益権者を構成員として設立される法人であり、その意思決定は、組合員で組織する総会における議決によりなされるものである（土地改良法第22条及び第30条）。 地方自治法上の協議会は、その設置、構成団体の数の増減、規約の変更又は廃止をしようとする際には、全ての構成団体における議決が必要であるが、これは、普通地方公共団体の事務処理の方法は、当該団体の住民全てにその影響が及ぶものであるため、当該方法に係る意思決定については、民主的正統性を十分に担保する必要があるからである。 普通地方公共団体と土地改良区との間で地方自治法上の協議会を設けた場合、上記において列記したような事項について、普通地方公共団体と同じ民主的正統性を有しているとはいえない土地改良区が当該事項についての意思決定に参画できることとなり、不合理である。 よって、その意思決定機関の民主的正統性の度合いにおいて相違がある普通地方公共団体と土地改良区との間で、地方自治法上の協議会を設けることは適当ではない。 なお、事務を共同して管理し及び執行する場合には必ず地方自治法に基づく協議会を設けなければならないというのではなく、任意の協議会を設置する等して事実上の協議により対応するようなことが禁じられているものではない。			C	Ⅰ			1015010	大空町、美幌町、網走川土地改良区、オホーツク東部広域農業水利管理協議会	北海道	総務省
0420040	決算剰余金の取扱いについて	地方財政法第7条第1項	地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。		歳入歳出決算剰余金の扱いについて、地方自治法第233条の２の規定にとどめる。	歳入歳出決算剰余金の処分については、地方自治法第233条の２に規定があるものの、地方財政法第７条第１項において、各会計年度において決算上剰余金が生じた場合においては、当該剰余金のうち２分の１を下らない金額について、財政調整基金に積み立てるか、地方債の繰り上げ償還に充てなければならないとされている。 この規定は地方財政の健全性の確保の観点から定められたものではあるが、東日本大震災への対応について、被災自治体においては、厳しい地方財政の状況下において、財政調整基金の取り崩しを行いながら運営している現状があり、市町村民税の減免等により、歳入不足が見込まれる状況であるにもかかわらず、財政調整基金に一旦積み立て、さらにこれを取り崩すという手続きを行うことにより、いたずらに予算規模が増大することとなるほか、予算・決算を住民に説明する際にも非常に分かり辛いものとなってしまう恐れがあり、このような場合には、基金に積み立てずに翌年度の歳入に編入できるようにすることで、同一の補正において、基金積立・取崩しを２重計上する必要が無くなることにより、補正予算が分かりやすいものとなると考える。 また、国においても、２次補正予算の財源を決算剰余金に求めており（特例法を制定予定）、国と地方の足並みを揃えることが可能となる。 ついては、当該剰余金の処分について、被災自治体の財政負担の軽減及び迅速かつ円滑な復旧・復興事業の実施に資することを目的とし、当面の間、地方自治法第233条の２の規定にとどめ、地方財政法第７条第1項の規定については、被災自治体には適用しないよう規制の緩和を行われたい。	C	－	地方財政法第７条は、決算剰余金の全額をそのまま翌年度の一般歳出に充てることとなると、財政規模の拡大を過剰に刺激する結果ともなり、健全財政を確保する上から必ずしも望ましいことではないことから、地方財政の長期的視野の下における健全な運営の確保に資するため設けられているもの。 この点、いわき市においては、東日本大震災の発生後、数次にわたる補正予算を編成しており、復旧等のための多額の財政需要が生じているところであるが、一方では、例年15億円から40億円程度生じている決算剰余金について平成22年度決算も同程度生じることが見込まれることを勘案すれば、財政の健全性確保の観点から設けられている本規定については、東日本大震災の被災自治体においても同様に適用されることが適当であり、特区として対応することは困難であると考える。 なお、「財政調整基金に一旦積み立て、さらにこれを取り崩すという手続きを行うことにより、いたずらに予算規模が増大する」という点については、地方自治法第233条の２但書の規定により、条例等により歳入に編入せずに基金に積み立てることが可能となっており、現行制度においても予算を二重に計上することを避けることは可能であるところ。			C	－				C	－			1017010	いわき市	福島県	総務省
0420050	議会への住民参加と発言権の確立並びに文化ホール等での議会の開催	－	－		地方議会への住民参加と発言権の確立	主権在民と憲法にあるが主権を持つ住民に自治体が行う事業について適切な説明の場が無い。また、住民の代表である議員も事業内容を把握し住民に適切な説明をしていない。説明義務を履行させないのは住民の権利放棄に当たるが、現実問題、一議員に全住民への説明義務が何処であるのか明確でなく、また大勢いる他の議員との公平において負担の格差がありすぎる。よって議会を自治体の文化ホールなどで開催し住民が自由に参加できるように制度を緩和し、執行部の説明を議員と一緒に聞き解らないところは直接質問できるように、つまり主権を持つ住民の適切な理解と合意の下、事業を進める、より民主的な議会に改革することにより住民の行政への参加意識を醸成し、地域の活性化を住民の理解と納得により推進する事を目的に議会への住民参加と発言権（提案と質問）の確立並びに文化ホール等での議会の開催を提案します。	D	－	現行の地方議会制度において、委員会における公聴会制度や参考人の意見聴取制度による住民の議会への参加が行われているが、これらの他にも、各地方公共団体において住民参加を認める議会基本条例の制定や、議会又は委員会主催の住民懇談会、議会報告会の開催等により、住民の意見を議会に反映させるための取り組みを行うことは可能である。 また、現行法令上、議会の開催場所は、庁舎内の議場には限定していない。			D	－				D	－			1024010	個人	山梨県	総務省
0420060	公立大学法人の業務範囲の拡大（附属学校の設置・運営）	学校教育法第２条、同附則第５条 地方独立行政法人法第21条、第70条	公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限定されている。		公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校（附属高校及び中学など）の設置及び管理ができるよう、公立大学法人の業務範囲を拡大する	（提案内容） 現在、兵庫県立大学では平成25年度を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているが、公立大学法人は現行の地方独立行政法人法では、附属中高を設置及び管理することはできない。公立大学法人移行後も、これまでと同様の中高大一貫教育を実施するため、公立大学法人による附属中高の設置・運営を目指す。 （提案理由） ・兵庫県には、大型放射光施設SPring-8、X線自由電子レーザー、京速コンピュータ「京」等の世界最先端の研究施設、研究機関が立地し、これらを有効に活用するために産学官が連携した人材や将来の科学技術を担う人材である青少年の育成を推進している。 ・ 兵庫県立大学においても、これら研究施設の立地する播磨科学公園都市やポートアイランドに理学部や大学院研究科を設置し、先導的・独創的な研究の推進と地域や国際社会で活躍できる人材の育成を目指してきた。 ・ 加えて、昨今の少子化の進展や理系離れの傾向もあり、大学のみでの教育では限界があることから、附属中学及び高校（以下、「附属中高」という。）を開設し、大学のイニシアチブによる独自のカリキュラムを定め、附属中高からの一貫教育により、将来の科学技術を担うべき人材の育成に力を注いできた。 ・ 県内に立地する最先端の研究施設を有効に活用し成果を上げていくためには、それらを使いこなせる人材の育成が不可欠であり、大学のイニシアチブのもとに科学技術について少年期から取り組む中高大一貫教育が今後も必要と考えるため、地方独立行政法人法等の改正又は弾力的な運用を求める。	F	Ⅰ	当該提案については、学校教育法（昭和22年法律第26号）をはじめ初等中等教育に関する様々な観点から検討が必要であると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、具体的な検討のプロセス並びにスケジュールを示されたい。	兵庫県立大学では平成25年４月を目途に公立大学法人への移行について検討を進めており、それまでに公立大学法人による附属学校の設置・運営ができるよう検討をお願いしたい。	F	Ⅰ	当該提案については、学校教育法（昭和22年法律第26号）をはじめ初等中等教育に関する様々な観点から検討が必要であると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、具体的な検討のプロセス並びにスケジュールを示されたい。	兵庫県立大学では平成25年４月を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているので、それまでに諸課題について検討を進めて頂き、本大学の公立大学法人移行時には附属学校の設置・運営ができるようお願いしたい。	F	Ⅰ	当該提案については、学校教育法（昭和22年法律第26号）をはじめ初等中等教育に関する様々な観点から検討が必要であると考えられる。今後、当該検討結果及び兵庫県立大学の公立大学法人への移行の検討状況を踏まえて、地方独立行政法人法上の取扱いを検討し、速やかに結論を得ることとする。		1039010	兵庫県	兵庫県	総務省 文部科学省

04 総務省 非予算(構造改革特区・地域再生 再々検討要請回答).xls

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
0420070	Ａ市まちづくり地区における事業地集積のための土地交換について	地方自治法第２３８条の４第１項及び第６項	（行政財産の管理及び処分） 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 ２～５ （略） ６ 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。 ７～９ （略）		Ａ市が、地方自治法上の「行政財産」として所有している土地所在地は、民有地と入り混じって点在しており、これらを打開すべく民地と土地交換を行い、地域振興に資する計画を検討しているが、地方自治法第２３８条の４に行政財産の交換は無効である旨があり、この規定に特例を設けていただきたい。	Ａ市まちづくり地区は、バブル時の土地区画整理事業開発予定地であり、民間企業等が事業用地の先行買収を虫食い状に行い、事業による換地により自己所有地を集約する予定であったが計画が頓挫した。しかし地区内には未買収の民地が多くあり、その利活用が行えず地区の荒廃が懸念されたため、この先行買収地をＡ市が寄付を受け、現状の社会情勢などを考慮し、地区内の土地所有者と協働して地区の事業計画の見直しを行い、事業区域の選定を行った。そのうえでこの基盤整備事業区域内外の土地交換を行い、事業参加希望者の土地を集約化を図りたいと考えている。そこでこの土地交換に際し、市が所有している土地を交換する場合、地方自治法第２３８条の４の規定により「行政財産」の交換を行うことができないとあり、その判断に苦慮している所である。しかし、本地区の事業推進に資するために行う土地交換は必須であり、行政財産の公共の用に供する目的で行う交換は、禁止要件に当らないとの特例を設けていただきたい。	C	―	ご提案のとおり、交換の対象となる土地が行政財産である場合、地方自治法第238条の4第1項が適用され、当該土地を行政財産のまま交換することは禁止されているところです。 これは、行政財産は普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべきものであるから、行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、ひいては行政目的を達成しがたくなる虞がある運用を禁止することを目的とするものです。 しかしながら、貴団体において、ご提案の土地を交換の対象とすることを検討されているとすれば、当該土地は既に行政目的を有しないと判断された上で、交換手続きを検討されていると考えられますので、貴団体の長の権限において当該土地を行政財産から普通財産として管理することができることから、当該土地の用途を廃止し、普通財産とした上で交換をすることは、条例又は議会の議決による場合には可能とされているところです。 なお、ご提案のように虫食い状になっている土地の交換であれば、例えば地方自治法第180条第1項の規定に基づき、あらかじめ「軽易な事項」として議長に対して事件を指定して議決を依頼することなどにより事務の円滑化を図ることも可能であると考えます。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省のご回答のとおり、地方自治法上の「行政財産」は、行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のため利用されるべきものと本市でも解しており、異議のないところである。その法の趣旨に従い、行政執行（＝まちづくり）に寄与するため、物的手段（＝土地交換）を行い、行政目的の効果の達成のため（＝適正かつ良好なまちづくり）に行政財産の効用を最大限に利用し、行政目的を達成するために必要となる土地交換の目的により禁止要件の緩和を願いたい。	C	―	ご提案の土地交換に当たり、当該土地を行政財産のまま交換することができないことは、前回の回答でお示ししたところです。 また、ご提案では、行政目的の効果の達成のために行政財産の効用を最大限に利用し、そのために必要な土地の交換を実施するとのことですが、当該土地は既に行政目的を有しないと判断された上で、交換手続きを検討されていると考えられますので、貴団体の長の権限において当該土地を行政財産から普通財産として管理することができることから、当該土地の用途を廃止し、普通財産とした上で交換をすることは、条例又は議会の議決による場合には可能とされている旨を前回の回答でお示ししたところです。			C	―			1047010	Ａ市	大阪府	総務省
0420080	公立大学法人（地方独立行政法人）の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和	地方独立行政法人法第２１条、７０条	公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限定されている。		公立大学法人（地方独立行政法人）の出資について、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、大学の研究成果を事業化する企業に対し、設立団体が認める場合は、出資可能とする。	①現状 大阪府立大学では、企業への技術移転等により教育研究の成果の社会還元を図っている。 ②問題点 法人が事業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図りきれていない。 そもそも、公立大学法人は「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられているとおり、運営に係る基盤的経費は設立団体が措置し教育研究の確実な実施を担保する一方、自己財源の捻出等、設立団体から離れた自助努力により国公私立を問わない大学間の切磋琢磨が期待されている。しかし、出資については、私立大学のほか国立大学も一定認められているが、公立大学法人は全く認められておらず、研究成果の活用が図りきれていない。 例えば、過去に府立大学が技術開発に関わったガン治療の薬剤につき事業実施企業に出資できていれば、その収益で大学の教育研究の更なる活性化を図ることができた。なお、現在も、製品開発が見込まれている研究がある。 ③解決策 技術移転の際、大学法人から事業実施企業への出資を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 出資については設立団体が行うことは可能だが、法人自らが出資を行うことで、教育研究→事業移転→収益という循環サイクルを確立し、教育研究を活性化する独自財源を確保することができる。 また、国の新成長戦略で産学連携により大学等の研究成果を地域の活性化につなげる取組を進めるとされているが、研究成果の活用には、大学法人自らの財源につながる出資を可能とすることで、インセンティブを働かせることが有効である。	C	I	御提案にあるとおり、公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えていない。 ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資先、大学内の手続き及び出資先が破綻した場合の対応その他の事項について詳細を御説明いただいた上で、再度検討することとしたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案における出資は大学法人とその研究成果を事業化する企業との間で行われるべきものであり、そこに府が出資することは想定していない。 なお、出資にあたって法人では上限枠を設定し、財源はロイヤリティ収入など自己収入を充て大学運営に支障がないことを担保するとともに、専門委員会の設置や金融機関との協力関係によりファイナンス面の審査を充実する等リスクヘッジを講じる計画である。現在、大学で取り組んでいる環境等の高度技術を活用した製品開発が見込まれており、事業化する企業に直接出資できれば研究成果を社会に還元するとともに独自財源の確保に繋がる。	C	I	現在においても、設立団体たる地方公共団体が自ら出資することは可能である。想定される出資先等なお不明な点があるが、公立大学法人においては、その収入の大宗を運営費交付金が占め、財政的に設立団体たる地方公共団体に依拠していることから、公立大学法人自らが、財政的なリスクを負う出資を行うことは適当ではないと考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	府の出資については、出資による利益を大学法人へ還元するだけでは府への直接的なメリットがなく、手続き面でも予算の議決が必要となり時宜を得た出資ができないため、事実上困難である。独立行政法人である公立大学法人大阪府立大学では、運営費に占める交付金率を第２期中期目標期間中（～平成２８年度）に５０％とすることをめざして、自主性・自律性の高い経営を行っていくこととしている。法人自ら出資が可能となれば、知的財産の積極的な活用による地域の産業振興への貢献とともに、教育研究を活性化する独自財源を確保することができる。なお、法人ではファイナンス面の審査の充実等様々なリスクヘッジ対策を講じていく計画である。	C	I	現在においても、設立団体たる地方公共団体が自ら出資することは可能である。ご説明において「手続き面でも予算の議決が必要となり時宜を得た出資ができない」とあるが、出資のような財政的なリスクを伴う事項については、議会の議決が必要であると考えている。 仮に公立大学法人において運営費に占める運営費交付金の割合が減少したとしても、運営費交付金がその収入の大宗を占め、その運営に要する経費を自ら生み出した収入により全て賄うことができない状況に変わりはなく、公立大学法人自らが財政的なリスクを負う出資を行うことは適当ではないと考えている。		1055010	大阪府	大阪府	総務省 文部科学省
0420090	公立大学法人（地方独立行政法人）が施設整備を行う際の長期借入規制の緩和	地方独立行政法人法第４１条	地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。		公立大学法人（地方独立行政法人）の長期借入れについて、施設整備に係る資金需要の平準化を図り、実際に当該施設で教育研究を行う法人自身により柔軟で効果的・効率的な整備が行えるよう、施設整備に関し、設立団体が認める場合は可能とする。	①現状 公立大学法人は長期借入できないため、施設整備の資金需要平準化のため、設立団体が起債等により施設を整備し法人に出資する。 ②問題点 効率的、効果的な整備を行う観点から、民間のノウハウを活用し法人自ら整備することが望ましく、大阪府立大学では法人に代わり長期借入の主体となる特別目的会社（SPC）を設立し、資金需要を平準化している。しかし、SPCは各整備事業ごとに必要で、法人設立に係る事務コストもかかる等課題があり、学生・教職員の命を守る耐震改修促進等の足かせとなっている。 そもそも地方独立行政法人は、必要な行政サービスを効率的、効果的に行わせることを目的に設立されるもので、公立大学法人については「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられている。しかし、長期借入れについて、私立大学のほか、国立大学でも土地の取得、施設や設備の設置等の目的で認められる一方、公立大学法人は全く認められておらず、教育研究を活性化するための環境整備を行う基盤が十分でない。 なお、国立大学法人の長期借入の対象は順次拡大されており、当初、附属病院整備及び大学等移転事業のみだったが、Ｈ１７年１２月に国立大学の自主的な教育研究環境の整備充実の取組を支援するため、土地の取得、施設や設備の設置等を追加する改正が行われている。 ③解決策 施設整備に関し、公立大学法人の長期借入を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につきコスト削減や手続の簡素化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一層の活性化や安全の確保が容易となる。	D	―	公立大学法人は、設立団体たる地方公共団体から長期借入が可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えていない。地方独立行政法人の債務は最終的に設立団体たる地方公共団体に帰着することとされており（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第93条）、このような債務は、地方公共団体の財政の健全性の確保等の観点から、地方公共団体が一元的に管理する必要があると考えている。 なお、設立法人たる地方公共団体が長期借入した場合に係るコストと比べて公立大学法人が長期借入した場合に係るコストが低くなるとまでは、一般的に想定しづらいと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学法人が施設整備を行う際、設立団体(地方公共団体)から長期借入をする場合は起債等の手続きが必要となり、機動的で柔軟な整備を行うことが困難であるため、金融機関等からの借入れを可能とされたい。なお、長期借入にあたっては、議会の議決を経て府が認可するといった慎重な手続きを担保することで、設立団体(地方公共団体)や大学法人の財政の健全性は十分確保されると考えている。	C	I	公立大学法人は、運営費交付金がその収入の大宗を占め、その運営に要する経費を自ら生み出した収入により全て賄うことはできない。したがって、このような法人に長期借入を認めても設立団体たる地方公共団体が実質的に負担することとなることから、長期借入に係る債務は公立大学法人ではなく、設立団体が一元的に管理する必要があると考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学法人が施設整備を行う際、設立団体（地方公共団体）から長期借入をする場合は起債等の手続きが必要となり、機動的で柔軟な整備を行うことが困難であるため、金融機関等からの借入れを可能とされたい。長期借入にあたっては、議会の議決を経て府が認可するといった慎重な手続きを担保することで、設立団体（地方公共団体）や大学法人の財政の健全性は十分確保されると考えている。なお、公立大学法人大阪府立大学では、運営費に占める交付金率を第２期中期目標期間中（～平成２８年度）には５０％とすることをめざして、自主性・自律性の高い経営を行っていくこととしている。	C	I	仮に公立大学法人において運営費に占める運営費交付金の割合が減少したとしても、運営費交付金がその収入の大宗を占め、その運営に要する経費を自ら生み出した収入により全て賄うことができない状況に変わりはない。 また、地方独立行政法人法第93条の規定により、公立大学法人の債務は最終的に設立団体たる地方公共団体に帰着することとされている。 したがって、公立大学法人に長期借入を認めても設立団体たる地方公共団体が実質的に負担することとなることから、長期借入に係る債務は公立大学法人ではなく、設立団体が一元的に管理する必要があると考えている。		1055020	大阪府	大阪府	総務省 文部科学省
0420100	議員権限の強化等による自治体における議会内閣制型政府形態の試行	地方自治法第92条、96条、97条、112条	地方自治法第９２条第２項は「普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法上の短時間勤務職員と兼ねることができない」と規定している。また、同法第１１２条第１項は、「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない」と規定している。		議員の予算提案権を認めること、議員の常勤職員との兼職を認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行を可能にする。	議員が予算提案権を持ち、副市長や部長などとの兼職によって執行側の役割を持つことによって、現行の二元代表制とは異なる議会内閣制型の政府形態を憲法の許容する範囲で試行する。 具体的には、議会の多数派と市長との連携関係を前提に、予算案をはじめとする議案の企画立案の段階から議員が公式に関わり、執行においても、副市長や部長などのポストに議員が就任することによって責任を持つ。基本的に議案は、市長に加えて、議員が兼職する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことによって対等な連携関係が可能となる。 提案理由 現行の二元代表制は、議員が予算提案権を持たない反面、強力な拒否権をもつため、拒否権を背景に個別的な要求を行うなどの問題が生まれやすく、自治体の運営全体に責任を持つような建設的な議員活動が阻害されている面がある。また、市長と議会多数派の立場が大きく異なった場合には、収拾することが不可能になる場合がある。これに対し、議会内閣制型の政府形態であれば、市長と議会多数派が公式に連携して活動することができると同時に、それを通じて議員の統治能力が向上することが期待される。 現在、総務省においても選択制に向けた検討が開始されているが、特区制度で議会内閣制を試行することは、そうした検討に貴重な事例を提供することになり、将来における自治体の政府形態の適切なあり方を探ることに貢献することができる。 代替措置 議会から執行側へのチェックが弱まるという問題点が想定されるので、リコールなどの直接民主主義的な制度のハードルの引き下げなどを合わせて試みる。	C	―	議会内閣制の導入は、現行の地方自治法が基本とする二元代表制のあり方の根幹に係わる問題であり、その性質上、特区制度にはなじまないものと考える。 一方で、総務省で開催している地方行財政検討会議において、地方公共団体の基本構造をはじめとする今後の地方自治制度のあり方について議論が行われてきたところである。同会議での議論を踏まえ、総務省が平成23年1月に公表した「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」では、地方公共団体の判断で現行制度とは異なる基本構造を選択することができることとする場合の選択肢として、ご提案のような議会内閣制型の地方制度を含む複数のモデルを示しているところである。 これらの選択肢の具体的なモデルについては、日本国憲法上許容されるか否か、また、地方公共団体の運営の円滑化に資するか、長と議会の均衡と抑制の関係をどう考えるかという観点から様々な意見があり、引き続き、各方面から幅広く意見を聴きながら検討していくこととしたところである。			C	―				C	―			1058010	半田市議会至誠クラブ	愛知県	総務省